○文化庁

四九―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　五　47

一〇―史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　51　一

一二―名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　51　二

一五―名勝及び天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　51　三

一六―天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　51　三

一七―著作権法施行令第五十七条の七第一項の規定に基づき、一般社団法人私的録画補償金管理協会から補償金関係業務の廃止の届出があった件　三一　73　三三

一八

○厚生労働省

四三―生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準　二　三

四四―労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関を登録した件　四　五

四五―労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関の事務所の名称及び所在地を変更した件　四　五

四六―労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の業務の全部を廃止した件　四　六

四七―医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件　五　特8　一

四八―建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件　九　三

四九―地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修　九　四

五〇―食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　一二　三

五一―食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査の種類の変更の件　一二　三

五二―食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件　一二　四

五三―食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件　一二　四

五四―食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件　一二　四

五五―食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件　一二　四

五六―水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件　一二　52　六七

五七―特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　一三　三

五八―医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　一三　三

五九―健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一三　三

六〇―医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　一六　四

六一―公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件　一六　55　一七

六二―基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件　一六　55　二三

六三―労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関を登録した件　一七　三

六四―労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の代表者の氏名及び事務所の所在地を変更した件　一七　四

六五―労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件　一七　四

六六―地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一八　四

六七―専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準　一八　58　七

六八―労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　一八　58　八

六九―事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針　一八　58　八

七〇―介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件　一八　58　一〇

七一―補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件　一九　三

七二―建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件の一部を改正する件　一九　四